

特別養護老人ホーム サミック赤村 基本料金表 (2025年1月1日から)

【第1段階】

区分	内訳				計① 日あたり (1)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護 1	¥670	¥300	¥880	¥100	¥1,950	¥60,450
要介護 2	¥740				¥2,020	¥62,620
要介護 3	¥815				¥2,095	¥64,945
要介護 4	¥886				¥2,166	¥67,146
要介護 5	¥955				¥2,235	¥69,285

【第2段階】

区分	内訳				計① 日あたり (1)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護 1	¥670	¥390	¥880	¥100	¥2,040	¥63,240
要介護 2	¥740				¥2,110	¥65,410
要介護 3	¥815				¥2,185	¥67,735
要介護 4	¥886				¥2,256	¥69,936
要介護 5	¥955				¥2,325	¥72,075

【第3段階①】

区分	内訳				計① 日あたり (1)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護 1	¥670	¥650	¥1,370	¥100	¥2,790	¥86,490
要介護 2	¥740				¥2,860	¥88,660
要介護 3	¥815				¥2,935	¥90,985
要介護 4	¥886				¥3,006	¥93,186
要介護 5	¥955				¥3,075	¥95,325

【第3段階②】

区分	内訳				計① 日あたり (1)	基本料金計 (①×31)
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代 (1日)		(31日あたり)
要介護 1	¥670	¥1,360	¥1,370	¥100	¥3,500	¥108,500
要介護 2	¥740				¥3,570	¥110,670
要介護 3	¥815				¥3,645	¥112,995
要介護 4	¥886				¥3,716	¥115,196
要介護 5	¥955				¥3,785	¥117,335

【第4段階】

区分	内訳				計① 日あたり (1)	基本料金計 1割負担
	介護サービス費 (1日あたり)	食費 (1日)	居住費 (1日)	電気代		(31日あたり)
要介護 1	¥670	¥1,445	¥2,066	¥100	¥4,281	¥132,711
要介護 2	¥740				¥4,351	¥134,881
要介護 3	¥815				¥4,426	¥137,206
要介護 4	¥886				¥4,497	¥139,407
要介護 5	¥955				¥4,566	¥141,546

※利用者負担段階は、利用者の収入に応じて第1段階から第4段階まで負担段階が区分されています。

第1段階 世帯全員が市町村民税非課税で、老人福祉年金受給者及び生活保護受給者の方

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が合計80万円以下の方

第3段階① 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が合計80万円超120万円以下の方

第3段階② 世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入等が合計120万円超の方

第4段階 上記以外の方

※その他預金要件もあります。また、負担段階は毎年ご本人様の保険者である自治体（介護保険係等）へ申請し認定を受ける必要があります。

加算点数表

(太字下線が取得している加算、※付が24年4月に創設された新加算)

【その他加算】ご利用者の状態や、施設体制の状況により算定される加算がございます。
また、医師・看護師・管理栄養士等の勤務配置等により変動が生ずる場合があります。

区 分	1日の単位 1日の自己負担額の目 安(円)	区 分	1日の単位 1日の自己負担額の目 安(円)
日常生活継続支援加算	46	口腔衛生管理加算Ⅰ	90/月
看護体制加算Ⅰイ	6	口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月
看護体制加算Ⅱイ	13	療養食加算	6/回 (1日3回)
夜勤職員配置加算Ⅱイ	27	※配置医師緊急時対応加算(1)	325/回
夜勤職員配置加算Ⅳイ	33	配置医師緊急時対応加算(2)	650/回
個別機能訓練加算Ⅰ	12	配置医師緊急時対応加算(3)	1300/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	看取り介護加算Ⅰ (日数により区別)	72/144/ 680/1280
個別機能訓練加算Ⅲ	20/月	看取り介護加算Ⅱ (日数により区別)	72/144/ 780/1580
生活機能向上連携加算Ⅰ	100/月	在宅・入所相互利用加算	40
生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月	認知症専門ケア加算Ⅰ	3
ADL維持等加算Ⅰ	30/月	認知症専門ケア加算Ⅱ	4
ADL維持等加算Ⅱ	60/月	※認知症チームケア推進加算Ⅰ	150/月
若年性認知症利用者受入加算	120	※認知症チームケア推進加算Ⅱ	120/月
入院、外泊時(月に6日を限度)	246	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200/7日のみ
初期加算(入所から30日限り)	30	自立支援促進加算	※280/月
再入所時栄養連携加算	200/1回	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月
退所前訪問相談援助加算(1回)	460/1回	※退所時栄養情報連携加算	70/月
退所後訪問相談援助加算(1回)	460/1回	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22
退所時相談援助加算(1回限り)	400/1回	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18
退所前連携加算(1回)	500/1回	※協力医療機関連携加算(1)	50/月
栄養マネジメント強化加算	11	※協力医療機関連携加算(2)	5/月
経口移行加算	28	※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10/月
経口維持加算Ⅰ	400/月	※高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5/月
経口維持加算Ⅱ	100/月	※新興感染症等施設療養費	240/5回まで
※生産性向上推進体制加算Ⅰ	100/月	※生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月
①介護職員処遇改善加算	1か月総単位数の 8.3%相当額	②介護職員等特定処遇改善加算	1か月総単位数の 2.7%相当額
③介護職員等ベースアップ等 支援加算	1か月総単位数の 1.6%相当額	①②③は令和6年5月末日まで	
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1か月総単位数の 1.4%相当額	←令和6年6月より算定	

単位数の末尾に/月の記述が無いものは原則1日当たりの算定単価になります。